

和光市水道事業
第3回審議会資料

和光市上下水道部
令和5年8月

【 目 次 】

第 1 章 はじめに	1
1 本資料の概要	2
2 新料金体系完成までの手順について	2
3 水道使用者の分布状況	3
第 2 章 新料金体系の設定	7
1 総括原価の算定結果について	8
2 総括原価の配分結果	10
3 総括原価の配賦	11
3.1 準備料金の配賦	12
3.2 水量料金の配賦	15
4 算定結果について	16
4.1 算定結果	16
5 課題と調整方針について	17
5.1 基本料金	17
5.2 超過料金	17
5.3 料金の調整方針	17
6 基本料金の調整結果及び現行料金との比較	18
6.1 改定案 CASE1	18
6.2 改定案 CASE2	19
6.3 1 世帯当たりの水道料金比較	19
6.4 改定案 CASE1、CASE2 で得られる給水収益	20
7 県内及び全国平均との比較	21

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1 本資料の概要

本資料では、（公社）日本水道協会「水道料金改定業務の手引き（平成 29 年 3 月）」（以下「手引き」という。）に従って算定した結果と、結果を踏まえた料金改定案を提案し、より現実的かつ公平な料金改定となるよう、調整を図った結果を報告します。

手引きに従い算定した結果、基本料金については口径ごとに改定率のばらつきが生じ、超過料金については、全超過水量区分の改定率がほぼ同一となります。

基本料金に生じた改定率のばらつきを解消するために、手引きに基づく算定結果を基に検討した改定案を CASE1、現行の基本料金の一律値上げを検討した改定案を CASE2 とし、2 つの改定案を示します。また、超過料金については全超過水量区分でほぼ同一の改定率という結果となったため、手引きによる超過料金算定結果を基に 10 円単位で料金を調整します。

手引きに従った算定手順、結果及び改定案を以下に示します。

なお、本検討における料金算定期間は令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度の 5 年間としています。

2 新料金体系完成までの手順について

総括原価の算定から新料金体系設定までの検討手順を以下に示します。本資料では、総括原価の配賦以降の作業及び検討の報告となります（すでに作業及び検討が完了している手順はグレーとします）。

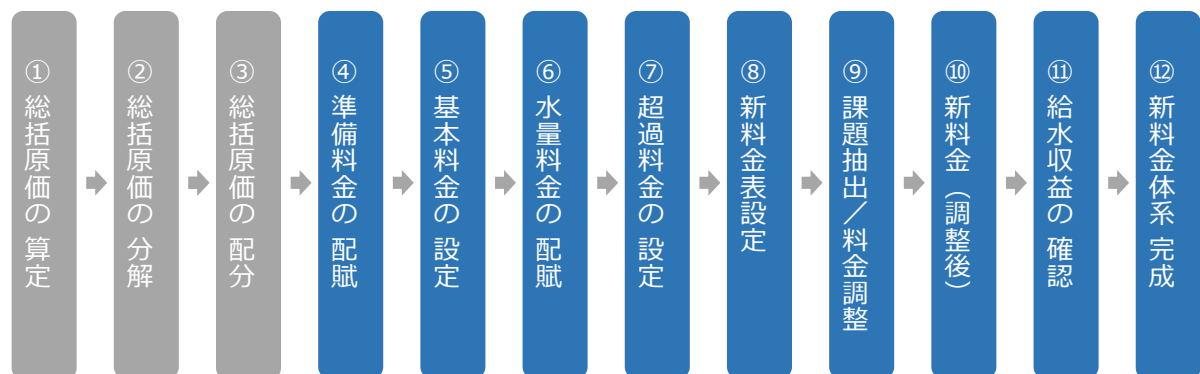


図 1-1 新料金体系完成までの手順について

3 水道使用者の分布状況

令和 4（2022）年度は 8 月～11 月の減免措置の影響があるため、令和 3（2021）年度の調定結果より水量（2 ヶ月）の使用状況をまとめます。

表 1-1 口径別・水量区分別調定件数及び水量

口径別・水量区分別調定件数（令和3年度）									（件/年）
水量区分(m ³ /調定)	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	合計
～5	16,162	9,428	280	12	6				25,888
6～10	18,048	10,925	178	15	4				29,170
11～15	17,468	13,735	193	22	2	3			31,423
16～20	12,216	13,105	140	16	3				25,480
21～25	8,519	12,900	73	30	2	1			21,525
26～30	6,001	13,533	93	27	7				19,661
31～40	8,512	26,778	129	36	2	1			35,458
41～50	5,186	21,447	157	18	3	1			26,812
51～60	2,916	13,998	199	26	1	5			17,145
61～80	2,481	11,623	271	29	4	2			14,410
81～100	928	2,919	159	12	3	1			4,022
101～200	504	1,396	352	129	30	2			2,413
201～500	61	79	241	227	50	17			675
501～	5	37	38	138	248	95	24	30	615
計	99,007	151,903	2,503	737	365	128	24	30	254,697

口径別・水量区分別調定水量（令和3年度）									(m ³ /年)
水量区分(m ³ /調定)	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	合計
～5	33,425	20,008	581	16	7				54,037
6～10	146,965	89,488	1,441	108	27				238,029
11～15	224,771	178,436	2,532	286	26	42			406,093
16～20	218,084	235,936	2,486	289	56				456,851
21～25	194,399	296,556	1,686	684	43	22			493,390
26～30	167,481	379,363	2,603	766	190				550,403
31～40	298,916	947,833	4,604	1,267	68	33			1,252,721
41～50	234,099	969,380	7,212	849	134	47			1,211,721
51～60	160,483	770,684	11,007	1,457	59	273			943,963
61～80	170,872	792,523	18,800	2,016	310	139			984,660
81～100	82,065	258,480	14,248	1,070	283	85			356,231
101～200	61,452	168,501	48,225	20,377	4,667	297			303,519
201～500	17,593	21,049	72,147	70,435	19,137	6,050			206,411
501～	2,590	290,238	31,010	137,470	371,166	332,909	256,262	227,946	1,649,591
計	2,013,195	5,418,475	218,582	237,090	396,173	339,897	256,262	227,946	9,107,620

表 1-2 口径別・水量区分別 1 件あたり平均水量

口径別・水量区分別 1件当たり平均水量（令和3年度）								(m ³ /調定・件)	
水量区分(m ³ /調定)	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	合計
～5	2.1	2.1	2.1	1.3	1.2				2.1
6～10	8.1	8.2	8.1	7.2	6.8				8.2
11～15	12.9	13.0	13.1	13.0	13.0	14.0			12.9
16～20	17.9	18.0	17.8	18.1	18.7				17.9
21～25	22.8	23.0	23.1	22.8	21.5	22.0			22.9
26～30	27.9	28.0	28.0	28.4	27.1				28.0
31～40	35.1	35.4	35.7	35.2	34.0	33.0			35.3
41～50	45.1	45.2	45.9	47.2	44.7	47.0			45.2
51～60	55.0	55.1	55.3	56.0	59.0	54.6			55.1
61～80	68.9	68.2	69.4	69.5	77.5	69.5			68.3
81～100	88.4	88.6	89.6	89.2	94.3	85.0			88.6
101～200	121.9	120.7	137.0	158.0	155.6	148.5			125.8
201～500	288.4	266.4	299.4	310.3	382.7	355.9			305.8
501～	518.0	7,844.3	816.1	996.2	1,496.6	3,504.3	10,677.6	7,598.2	2,682.3
計	20	36	87	322	1,085	2,655	10,678	7,598	36

口径別の調定件数については、13mm、20mm の件数が 98.5%以上とかなりの部分を占めています。

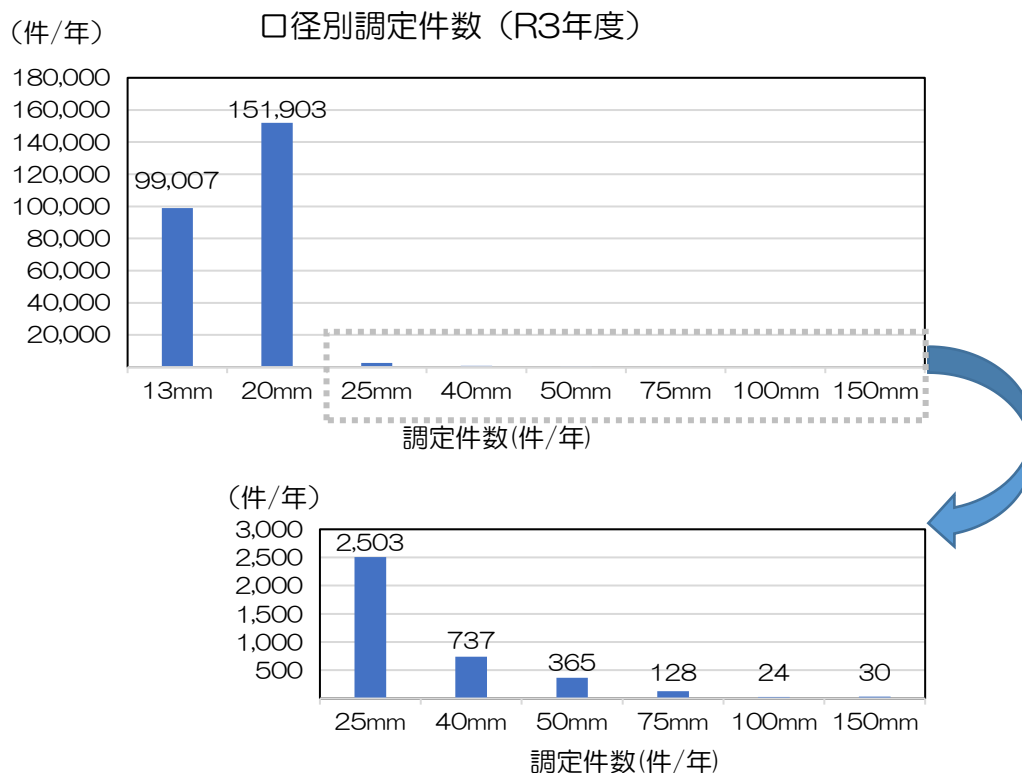


図 1-2 口径別調定件数

水量区分別では、31～40m³ の調定件数が最も多くなっており、全体の平均では 1 件当たり 36m³ という状況です。

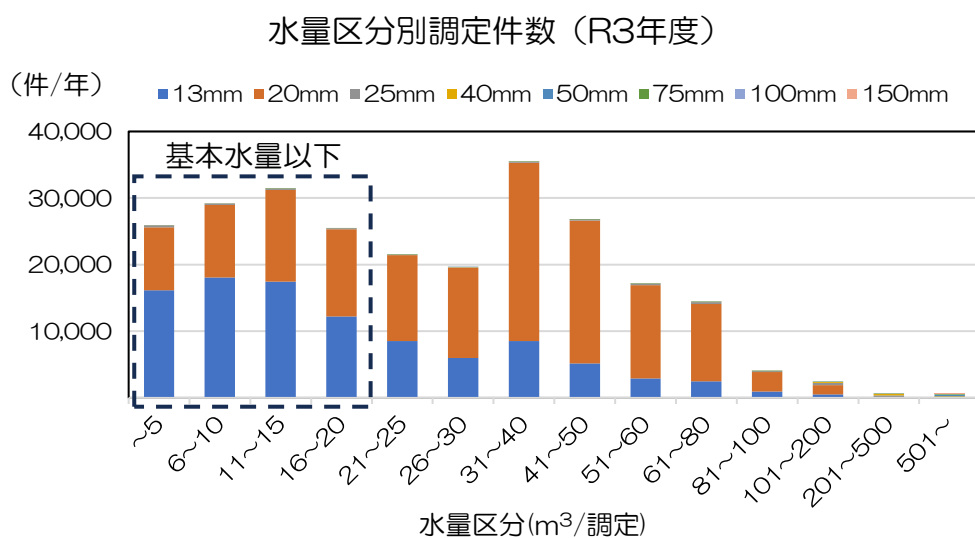


図 1-3 水量区分別調定件数

口径別・水量区分別の分布割合を示します。小口径では 2 ヶ月当たりの使用水量が基本水量である 20m^3 以下となる件数が多く、特に 13mm、25mm ではその傾向が顕著となっています。

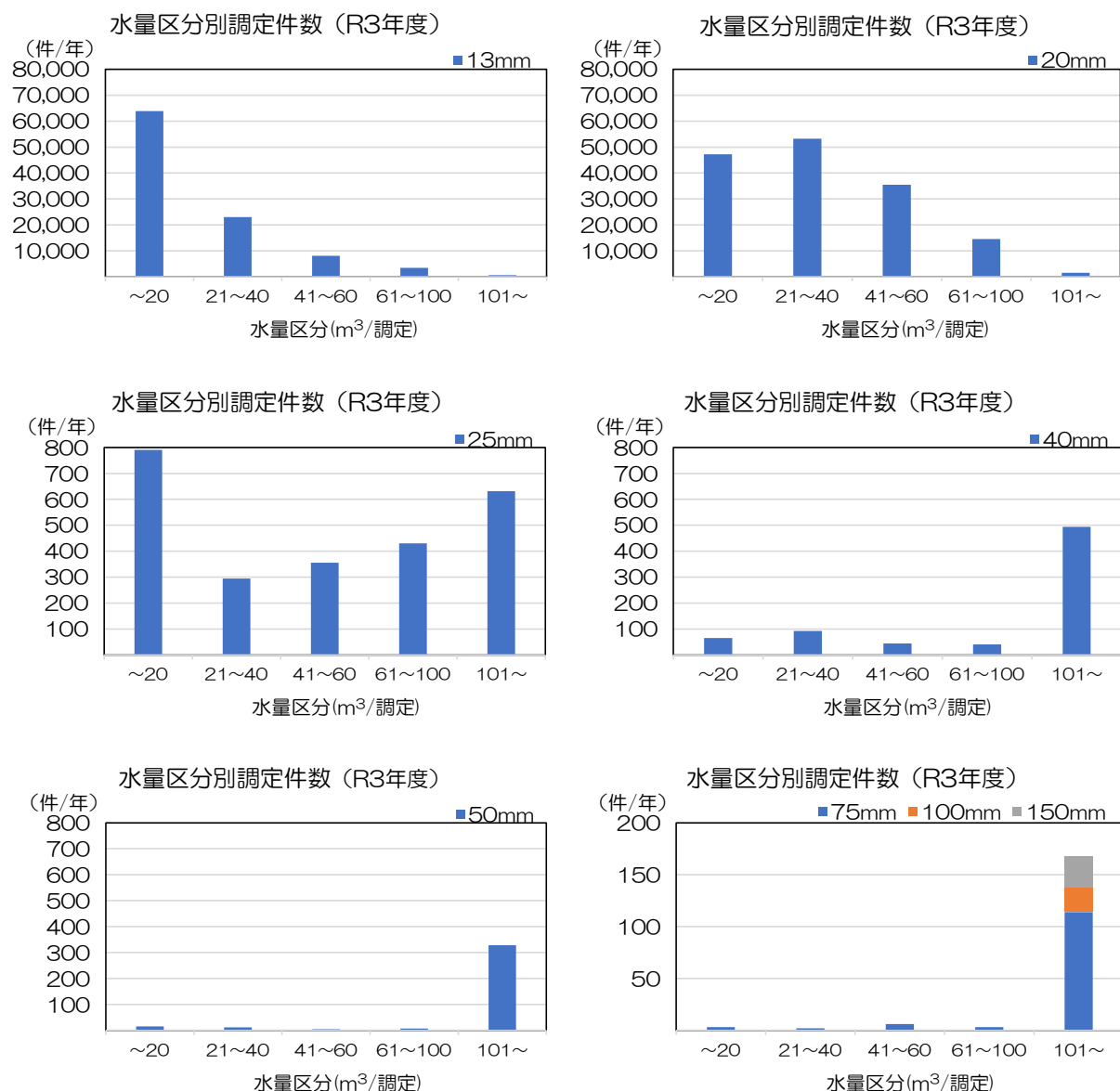


図 1-4 口径別の水量区分別調定件数の詳細

水道使用者の分布状況整理結果を基に、現行の水道料金（表 1-3）を用いて算出した「口径別 1 世帯当たりの平均使用水量使用時における水道料金」を表 1-4 に示します。水道料金は 2 ヶ月分、税抜額です。

表 1-3 現行水道料金表

単位：円

使用者区分	基本水量	現行料金	超過水量区分	超過料金 (円/1m ³ 当たり)
13mm	20m ³ まで	1,428	21～40m ³	95
20mm		1,714	41～60m ³	114
25mm		2,000	61～100m ³	133
40mm		7,714	101m ³ ～	152
50mm		14,572	臨時用	285
75mm		28,476		
100mm		37,428		
150mm		74,000		

表 1-4 口径別 1 世帯当たりの平均使用水量使用時における現行水道料金

単位：円

使用者区分	1世帯当たりの 口径別平均使用 水量 (m ³)	基本料金	超過料金	水道料金
13mm	20	1,428	0	1,428
20mm	36	1,714	1,520	3,234
25mm	87	2,000	7,771	9,771
40mm	322	7,714	43,244	50,958
50mm	1,085	14,572	159,220	173,792
75mm	2,655	28,476	397,860	426,336
100mm	10,678	37,428	1,617,356	1,654,784
150mm	7,598	74,000	1,149,196	1,223,196

第2章 新料金体系の設定

第2章 新料金体系の設定

1 総括原価の算定結果について

将来にわたる安定経営の実現に向け、適正な内部留保を踏まえて総括原価を算定した結果、令和6（2024）年度～令和10（2028）年度の5年間で59.3億円となりました。これにより、現行の給水収益から7.3億円（約14％）の増収が必要です（図2-1）。

なお、総括原価に計上されている「資本費用」とは、必要とされる施設や事業維持等の所要額です。資本費用は、支払利息と資産維持費で構成されており、そのうち「資産維持費」は、施設建設及び再構築を行うにあたり、物価上昇や環境の変化によって建設当時と比べて、資産価値が増加した場合の減価償却費不足に備え、確保しておく必要がある資金です（図2-2参照）。

本検討で実施した財政収支予測の実施（財源確保ケース）では、物価上昇を見込んだ建設改良費及びそれに伴う減価償却費を反映した上で、財源を十分に確保できる水準で収支予測を実施しています。建設改良費の財源には、「企業債」と資金残高を活用します。これにより、資産維持費は、新料金体系における給水収益が財政収支予測における給水収益の水準を確保できるよう見込めばその役割を十分に果たすことができると言えます。

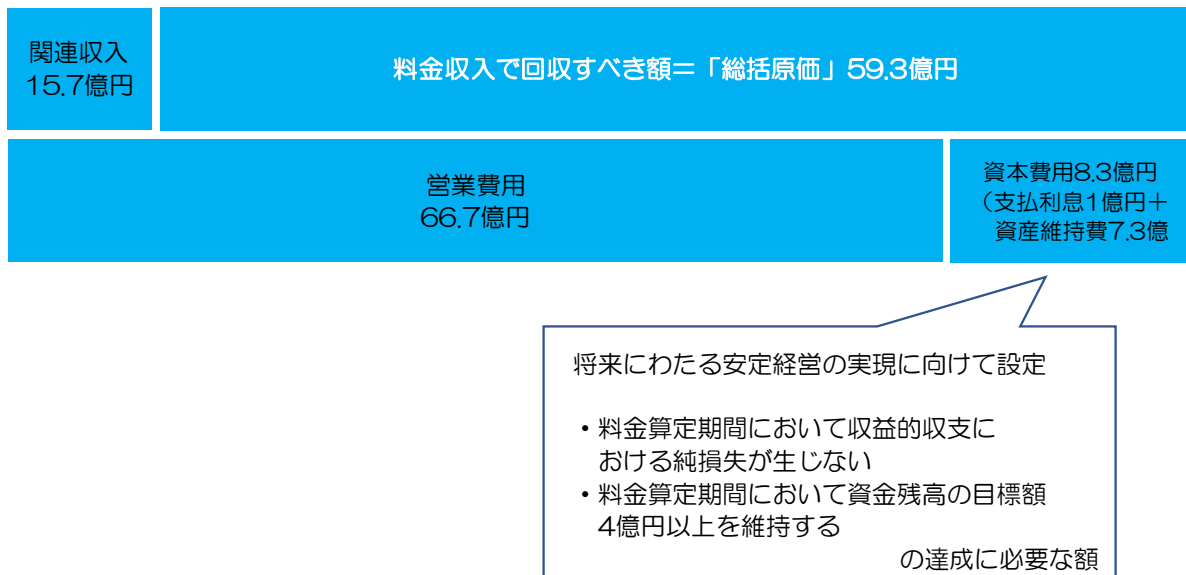


図2-1 料金収入で回収すべき費用

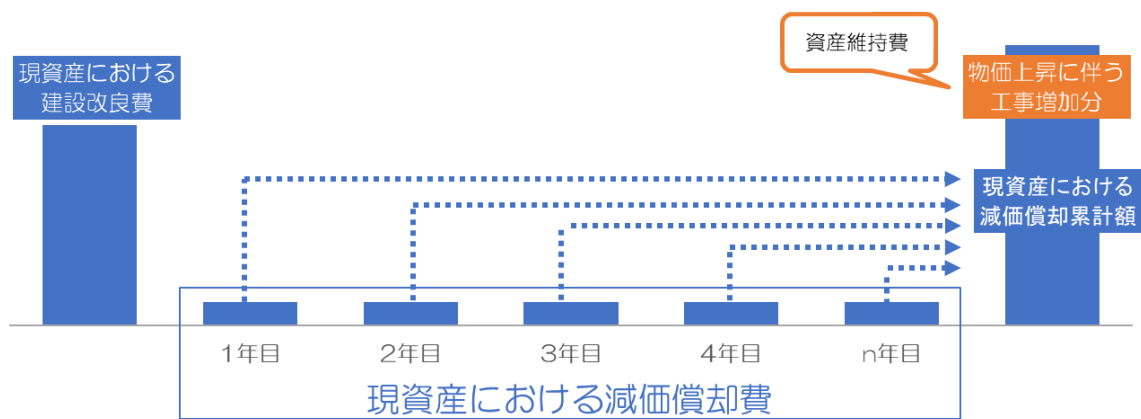


図 2-2 資産維持費のイメージ

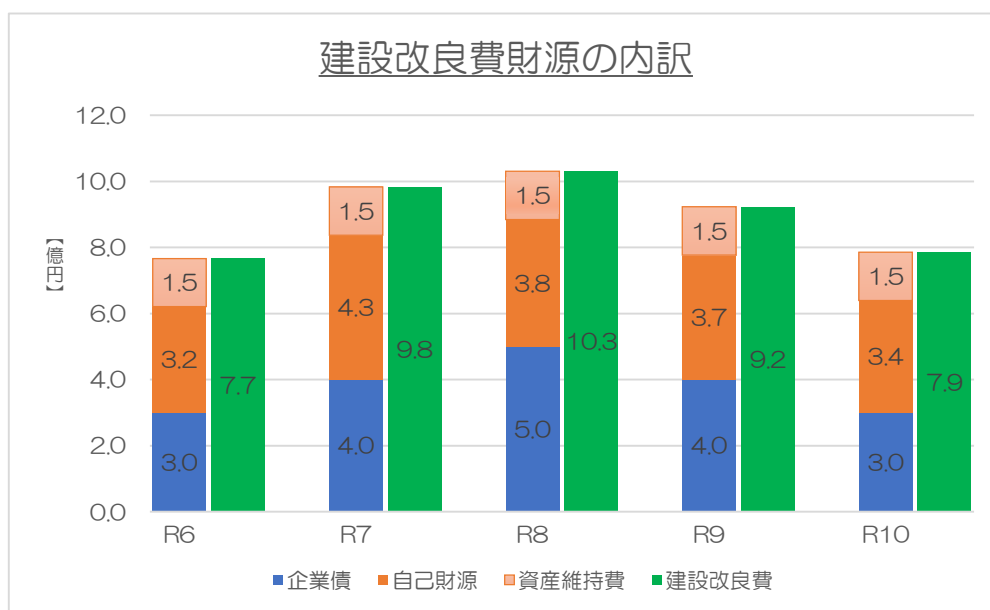


図 2-3 建設改良費財源の内訳イメージ

2 総括原価の配分結果

今後の人口減少に伴う使用水量の減少の影響を受けにくく、より安定した料金収入を得るために、総括原価のうち、固定費の40%を準備料金（基本料金で回収する総括原価）へ、60%を水量料金（超過料金で回収する総括原価）に配分します。

配分の結果、準備料金は22.5億円（38%）、水量料金は36.8億円（62%）となり、基本料金収入で22.5億円、超過料金収入で36.8億円を確保できる新料金体系を算定します。

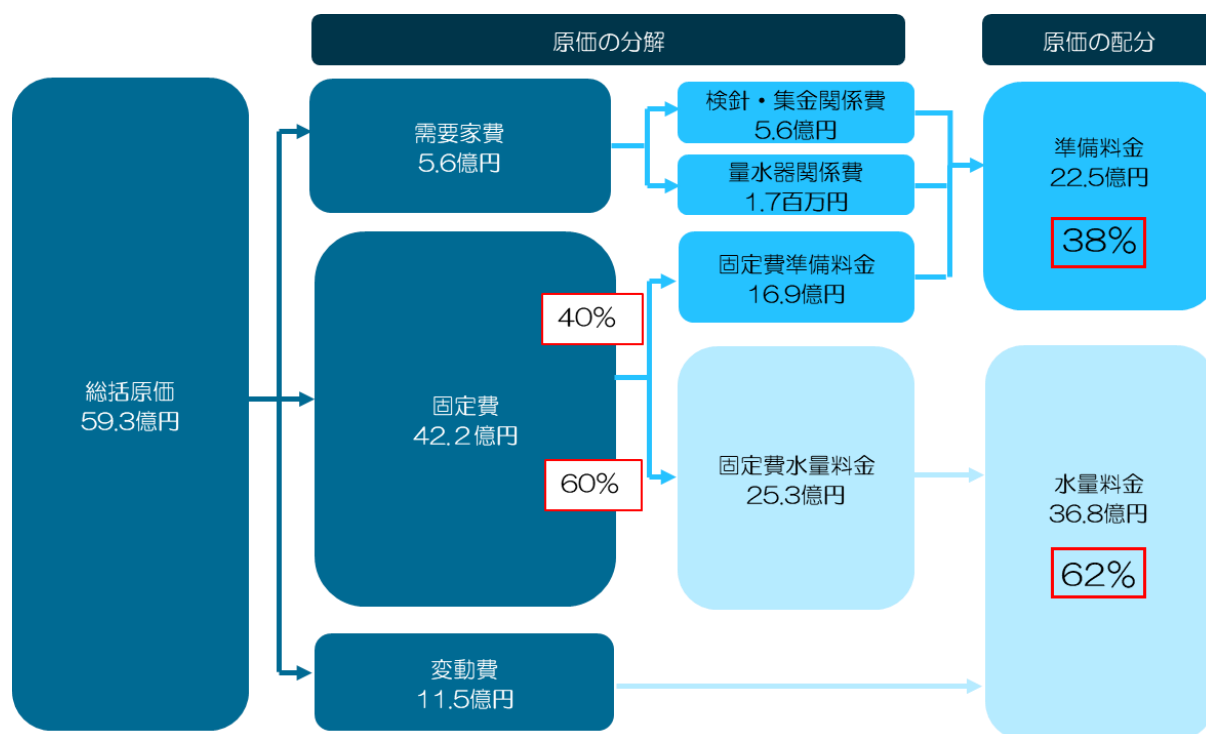


図 2-4 総括原価の配分結果

3 総括原価の配賦

総括原価を、その性質上分類した需要家費から配分された準備料金、固定費から配分された準備料金及び水量料金、変動費から配分された水量料金をそれぞれ準備料金 38%、水量料金 62%に按分すると基本料金収入で 22.5 億円、超過料金収入で 36.8 億円を確保する必要があり、そのための新料金体系を算定します。

- 基本料金体系：口径別料金体系
- 基本水量：10m³/月
- 超過料金：現行の段階別・逦増型従量料金体系とし、超過料金の設定に使用する逦増度は、現行の逦増度を採用

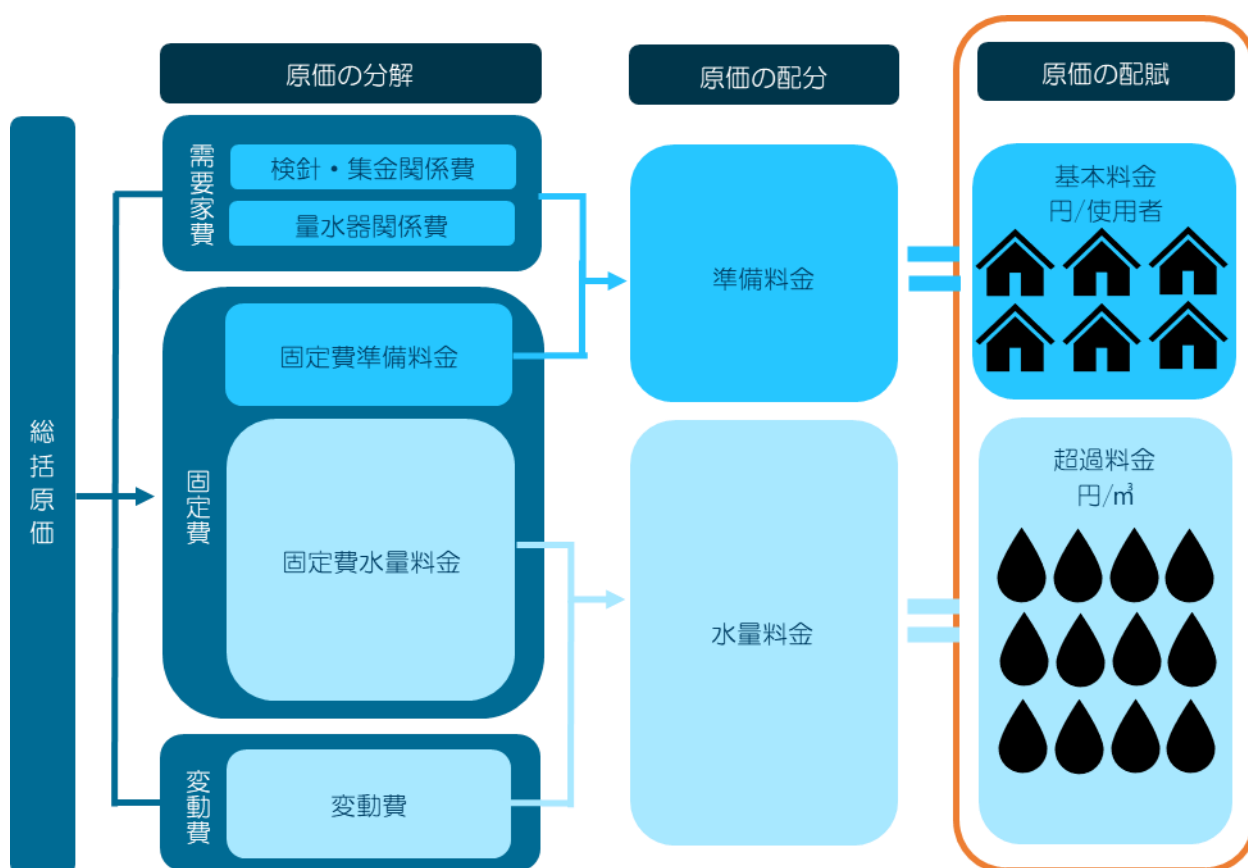


図 2-5 総括原価の配賦¹

¹ 配賦とは、準備料金に配分された原価を調定件数 1 件/1 カ月あたり、水量料金に配分された原価を水量 1m³あたりに割り振ることです。準備料金に配分された原価を調定件数 1 件/1 カ月あたりに配賦した額は基本料金、水量料金に配分された原価を水量 1m³あたりに配賦した額は 1m³あたりの超過料金となります。

3.1 準備料金の配賦

3.1.1 需要家費の配賦

需要家費は、個別原価主義に基づき、検針・集金関係費と量水器関係費に分けて各使用者に対して配賦します。

検針・集金関係費は、使用口径の大小に関わらず、各使用者にかかる費用が同じであるため、各使用者に均等に配賦します。また、量水器関係費は使用口径の大小によってかかる費用が異なるため口径別に配賦します。

また、料金算定期間における各口径の調定件数は、過年度実績（令和 2（2020）年度～令和 4（2022）年度）の調定データを基に算出した口径別調定件数の平均使用割合を用いて算出しています。

なお、以下に示す算定結果の料金の単位は、特に表記がない限り「円、税抜」とします。

（1）検針・集金関係費

検針・集金関係費は、以下の式を用いて各使用者へ均等に配賦します（表 2-1 参照）。

$$\text{配賦額（1 件/1 ヶ月あたり）} = \text{検針・集金関係費} \div \text{調定件数}$$

表 2-1 検針・集金関係費配賦結果

検針・集金関係費 (千円)	調定件数 (件)	配賦額 (1件/1ヵ月)
562,165	2,533,517	221.89

（2）量水器関係費

量水器関係費は、使用口径の大小に応じてその導入経費に差異があります。この価格差を反映するため、量水器の口径ごとの調定件数と量水器購入価格を用いて取得価格比率（口径別総合配賦率）を算出し、その値をもって回収すべき量水器関係費を口径別に按分します。また、各口径に按分した金額を各口径の調定件数で割って、各使用者に配賦します（表 2-2 参照）。

なお、配賦額の算出に用いる量水器購入価格は、令和 4（2022）年度の実績とします。

表 2-2 量水器関係費の配賦結果

口径	調定件数 (件) (a)	量水器購入 価格	量水器価格 指数 (b)	口径別総合配賦率		量水器費の配賦	
				(a)×(b)	左の比率 (%)	按分額 (千円) (c)	配賦額(1件/1ヵ月) (c)÷(a)
13mm	983,957	1,680	1.00	983,957	26.53%	458	0.47
20mm	1,512,155	2,430	1.45	2,192,625	59.12%	1,022	0.68
25mm	24,902	2,880	1.71	42,582	1.15%	20	0.80
40mm	7,160	10,180	6.06	43,390	1.17%	20	2.79
50mm	3,611	121,400	72.26	260,931	7.04%	122	33.79
75mm	1,176	163,500	97.32	114,448	3.09%	53	45.07
100mm	249	187,700	111.73	27,821	0.75%	13	52.21
150mm	307	233,000	138.69	42,578	1.15%	20	65.15
合計	2,533,517	—	—	3,708,332	100.00%	1,728	—

3.1.2 準備料金に配分された固定費の配賦

準備料金に配分された固定費は、口径によって流量が異なるため、口径ごとの調定件数と流量比の積に比例するように各使用者に配賦します。

設定する流量比の一覧を表 2-3 に、配賦結果を表 2-4 に示します。

表 2-3 流量比設定

口径 (mm)	理論流量比 ①	補正係数 ②	流量比 ①×②
13mm	1.00	1.00	1.00
20mm	3.10	0.81	2.51
25mm	5.58	0.72	4.02
30mm	9.02	0.66	5.95
40mm	19.22	0.57	10.96
50mm	34.56	0.51	17.63
75mm	100.40	0.42	42.17
100mm	213.96	0.36	77.03
150mm	621.51	0.29	180.24
200mm	1,324.46	0.25	331.12

注) 補正係数は、「手引き・水道料金算定要領」の算定事例の値としています。

表 2-4 固定費準備料金の配賦結果

口径	調定件数 (件) (a)	流量比 (b)	口径別総合配賦率		固定費準備料金の配賦	
			(a)×(b)	左の比率 (%)	按分額 (千円) (c)	配賦額(1件/1カ月) (c)÷(a)
13mm	983,957	1.00	983,957	19.12%	322,319	327.57
20mm	1,512,155	2.51	3,795,509	73.75%	1,243,256	822.17
25mm	24,902	4.02	100,106	1.95%	32,873	1,320.09
40mm	7,160	10.96	78,474	1.53%	25,792	3,602.23
50mm	3,611	17.63	63,662	1.24%	20,904	5,788.98
75mm	1,176	42.17	49,592	0.96%	16,183	13,761.05
100mm	249	77.03	19,180	0.37%	6,237	25,048.19
150mm	307	180.24	55,334	1.08%	18,206	59,302.93
合計	2,533,517	—	5,145,814	100.00%	1,685,770	—

なお、表 2-3 で使用している理論流量比とは、口径別料金体系を採用するにあたり、準備料金に配分する固定費の配賦基準の基礎となる比率で、各口径別の理論流量²を水道サービス供給の基準となる口径（13mm）の理論流量と対比したものです。

「手引き」では、理論流量比を緩和して補正配賦することが適当と判断し、東京都の実態調査の結果を参考に、需要実態を考慮した理論流量比の補正係数を設定しています。本検討においても算定要領で参考にしている補正係数を用いた流量比（表内赤枠）を採用します。

3.1.3 準備料金の配賦結果

準備料金の配賦結果を表 2-5 に示します。

表 2-5 準備料金の配賦結果

口径 (mm)	準備料金（1件/1ヵ月）				準備料金の補正 (1件/1ヵ月) ※1の位を切上げ
	検針・集金 関係費	量水器 関係費	固定費 準備料金	合計	
13mm	221.89	0.47	327.57	549.93	550
20mm	221.89	0.68	822.17	1,044.74	1,050
25mm	221.89	0.80	1,320.09	1,542.78	1,550
40mm	221.89	2.79	3,602.23	3,826.91	3,830
50mm	221.89	33.79	5,788.98	6,044.66	6,050
75mm	221.89	45.07	13,761.05	14,028.01	14,030
100mm	221.89	52.21	25,048.19	25,322.29	25,330
150mm	221.89	65.15	59,302.93	59,589.97	59,590

² ヘーゼン・ウィリアムズの公式：配管内の水の流れを配管の物理特性及び摩擦による圧力損失によって関係付けた経験式。水道配水、スプリンクラー、灌漑用水のような配管システムの設計に使用されている。

3.2 水量料金の配賦

3.2.1 水量料金の配賦結果

総括原価から配分された水量料金（固定費から配分された水量料金及び変動費の総額）を表 2-6 に示します。

水量料金は、総括原価で算定されたそれぞれの総額を料金算定期間内（令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度の 5 年間）の有収水量で割ったものを有収水量 1m³ 当たりの超過料金として均等に配賦します。

本市の料金体系における超過料金は、超過水量区別に逓増度（最低単価を 1 とした場合の各単価の割合）を採用しているため、本算定においても現行逓増度を適用します。

現行逓増度を適用した超過水量区別の水量料金配賦結果を表 2-7 に示します。

表 2-6 総括原価から配分された水量料金

単位：千円

水量料金		
固定費	変動費	合計
2,528,655	1,149,226	3,677,881

表 2-7 水量料表金の配賦結果

水量区分	現行料金 (円/m ³)	逓増度 (a)	配賦水量 (m ³) (b)	比重を考慮した 配賦水量 (a)×(b)	比重を考慮 した配賦水 量割合 (c)	水量料金按分額 (千円) (c)×水量料金 =(d)	超過料金 (円/m ³) (d)÷(b)	超過料金 (円/m ³) ※10円単位で四捨五入
基本水量			19,721,124					
21～40m ³	95	1.00	10,500,253	10,500,253	31.70%	1,165,888	111.03	110
41～60m ³	114	1.20	4,176,176	5,011,411	15.13%	556,463	133.25	130
61～100m ³	133	1.40	1,884,954	2,638,936	7.97%	293,127	155.51	160
101m ³ ～	152	1.60	9,274,309	14,838,894	44.81%	1,648,059	177.70	180
臨時用	285	3.00	43,184	129,552	0.39%	14,344	332.16	330
合計			25,878,876	33,119,046	100.00%	3,677,881		

※配賦水量の合計は基本水量を除いた水量です。

4 算定結果について

4.1 算定結果

第 2 章 3 総括原価の配賦に示す新料金体系の基本方針（料金体系、基本水量、超過料金及び逓増度は全て現行維持）に従い、「手引き」に基づき算定した結果を表 2-8 に示します。

報告書内の料金表は別途記載がない限り、現行料金表と同様、「2 カ月分、税抜」での表記となります。基本料金にはメーター使用料を含めています。

また、手引きに基づく算定結果を基に課題を抽出し、課題を解決するために料金調整を行います。

【基本料金】

現行料金と比べて一番改定率が高いのは 150mm の 61.1%、一番低いのは 13mm の ▲23%となり、改定率の差は約 84%です。

【超過料金】

全超過水量区分において値上げ対象となります。10 円単位で調整しているため、改定率は 14%～20.3%となります。改定率の差は約 6%程度で、平均改定率は約 17%です。

表 2-8 手引きに基づく算定結果

単位：円

基本料金（円/調定）					
使用者区分	基本水量	現行料金	手引きに基づく算定結果	改定率	改定額
13mm	20m ³ まで	1,428	1,100	▲23.0%	▲ 328
20mm		1,714	2,100	22.5%	386
25mm		2,000	3,100	55.0%	1,100
40mm		7,714	7,660	▲0.7%	▲ 54
50mm		14,572	12,100	▲17.0%	▲ 2,472
75mm		28,476	28,060	▲1.5%	▲ 416
100mm		37,428	50,660	35.4%	13,232
150mm		74,000	119,180	61.1%	45,180

単位：円

超過料金（円/1m ³ 当たり）				
超過水量区分	現行料金	手引きに基づく算定結果	改定率	改定額
21～40m ³	95	110	15.8%	15
41～60m ³	114	130	14.0%	16
61～100m ³	133	160	20.3%	27
101m ³ ～	152	180	18.4%	28
臨時用	285	330	15.8%	45

5 課題と調整方針について

本市の現状を考慮した現実的な料金体系かつ公平な料金改定とするために、現行料金と手引きに基づく算定結果の料金比較結果を踏まえながら、基本料金ならびに超過料金の検討を行います。

5.1 基本料金

13mm、40mm～75mm は料金値下げになる一方で、25mm や 150mm は 50%以上の料金値上げになる等、口径によって料金改定率にばらつきが生じております。このため、調整方針を定めて検討をする必要があります。

5.2 超過料金

超過料金は、全超過水量区分を料金値上げ対象としており、各区分における改定率の差が約 6%と基本料金と比べて改定率に大きな差はありませんでした。したがって、本料金改定では料金調整は行いません。

5.3 料金の調整方針

手引きに基づく算定結果から把握した“基本料金における口径ごとの改定率のばらつき”について、本市の現況や公平性を加味しながら必要な基本料金収入を得ることが可能か否か、以下 2 つの改定案をもって検証を行います。

- 改定案 CASE1：手引きに基づく算定結果を基に検討した改定案
- 改定案 CASE2：現行の基本料金から全口径一律改定とする改定案

なお、手引きに基づく算定結果では、現行料金よりも値下げとなる口径もありますが（表 2-8 参照）、本料金改定は「純損失及び資金のショートを解消するために給水収益を増やすこと」を目的とした料金改定であるため、料金値下げの検討は行わない方針とします。

また、改定案の料金を算定するにあたり、10,000 円以下については 10 円単位で切り上げ、10,000 円以上は 100 円単位で切り上げています。各改定案で示す料金は調整後の料金であり、現行料金との比較は、調整後の料金との比較結果（改定率及び改定額）を示しています。料金は 2 ヶ月、税抜額としています。

6 基本料金の調整結果及び現行料金との比較

6.1 改定案 CASE1

手引きに基づく算定結果を用いて、以下方針に従い検討する改定案を CASE1 として表 2-9 に示します。

- 手引きによる算定の結果、値下げ対象となる口径の基本料金について
値下げ対象となった口径の基本料金は、料金改定の目的を考慮し、現行維持とします（該当口径は表 2-8 内黄色の箇所）。
なお、10 円単位での切上げを行っていることで現行維持とした場合でも若干の値上がりが生じます。
- 手引きによる算定の結果、値上げ対象となる口径の基本料金について
現給水収益の 14%増を目標とする料金改定のため、基本料金の料金改定率の上限を 14% とし、必要な基本料金収入（22.5 億円）を確保できるよう、値上げ対象口径の改定率を設定します。

検証では、値上げの対象となった全口径の料金改定率を上限の 14%に設定し、必要な基本料金収入である 22.5 億円が得られることを確認します。次に、想定基本料金収入が 22.5 億円を上回る場合、20mm の改定率を 14%未満としても 22.5 億円を下回らないか否かを検証します。

なお、20mm の改定率を下げることを検証する理由は、20mm は調定件数が一番多く（全体の約 60%）、基本料金収入の増減に大きく影響を与えること、そして 13mm 同様、生活用途としての使用も多いと考えられることから 20mm への負担が大きすぎないように配慮するためです。

上記の結果、改定案 CASE1 では、必要な基本料金収入を得るために、20mm の改定率を 11.4%に、25mm、100mm、150mm の改定率を 14%程度にする必要があります。

表 2-9 改定案 CASE1

単位：円				
使用者区分	現行料金	改定案CASE1	改定額	改定率
13mm	1,428	1,430	2	0.1%
20mm	1,714	1,910	196	11.4%
25mm	2,000	2,280	280	14.0%
40mm	7,714	7,720	6	0.1%
50mm	14,572	14,600	28	0.2%
75mm	28,476	28,500	24	0.1%
100mm	37,428	42,700	5,272	14.1%
150mm	74,000	84,400	10,400	14.1%
平均改定率				6.8%

6.2 改定案 CASE2

現行の基本料金から全口径一律改定とした場合、必要な基本料金収入を得ることが可能かつ、全口径同一となる改定率は約 7%となります。全口径一律で改定した改定案 CASE2 の結果を表 2-10 に示します。

表 2-10 改定案 CASE2

単位：円

使用者区分	現行料金	改定案CASE2	改定額	改定率
13mm	1,428	1,530	102	7.1%
20mm	1,714	1,840	126	7.4%
25mm	2,000	2,140	140	7.0%
40mm	7,714	8,260	546	7.1%
50mm	14,572	15,600	1,028	7.1%
75mm	28,476	30,500	2,024	7.1%
100mm	37,428	40,100	2,672	7.1%
150mm	74,000	79,200	5,200	7.0%
			平均改定率	7.1%

6.3 1 世帯当たりの水道料金比較

現行料金、改定案 CASE1（手引きに基づく算定結果を基に検討した改定案）及び CASE2（本市の現状を考慮し、全口径を一律改定とする改定案）を用いて、「口径別 1 世帯当たり平均使用水量使用時における水道料金」の比較結果を表 2-11 に示します。

必要な基本料金収入を得るために値上げ対象の口径を増やすことで、本市で特に使用者が多い 20mm や多量使用者が支払う水道料金の改定率が下がる傾向があります。

表 2-11 口径別 1 世帯当たり平均使用水量使用時における水道料金比較

単位：円

使用者区分	1世帯当たりの 口径別平均使用 水量 (m)	現行料金	改定案CASE1			改定案CASE2		
		水道料金	水道料金	改定額	改定率	水道料金	改定額	改定率
13mm	20	1,428	1,430	2	0.1%	1,530	102	7.1%
20mm	36	3,234	3,670	436	13.5%	3,600	366	11.3%
25mm	87	9,771	11,400	1,629	16.7%	11,260	1,489	15.2%
40mm	322	50,958	58,880	7,922	15.5%	59,420	8,462	16.6%
50mm	1,085	173,792	203,100	29,308	16.9%	204,100	30,308	17.4%
75mm	2,655	426,336	499,600	73,264	17.2%	501,600	75,264	17.7%
100mm	10,678	1,654,784	1,957,940	303,156	18.3%	1,955,340	300,556	18.2%
150mm	7,598	1,223,196	1,445,240	222,044	18.2%	1,440,040	216,844	17.7%

6.4 改定案 CASE1、CASE2 で得られる給水収益

改定案 CASE1 及び改定案 CASE2 で得られる給水収益を確認します（表 2-12 参照）。

結果として、両改定案 CASE において必要とされる水準を得ることができ、目標とする基本料金収入割合 38%を達成することができます。

表 2-12 給水収益の確認

※目標額	単位：千円	
給水収益	5,927,544	100.0%
基本料金収入	2,249,663	38.0%
従量料金収入	3,677,881	62.0%

	改定案CASE1		改定案CASE2	
給水収益	5,948,203	100.0%	5,946,525	100.0%
基本料金収入	2,265,053	38.1%	2,263,375	38.1%
従量料金収入	3,683,150	61.9%	3,683,150	61.9%

【改定案CASE1】

■新料金での給水収益

単位：千円

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	計	収益割合
		R6	R7	R8	R9	R10		
給水収益	円	1,174,258	1,186,253	1,189,496	1,198,775	1,199,421	5,948,203	100.0%
基本料金計	円	447,160	451,723	452,946	456,491	456,733	2,265,053	38.1%
従量料金計	円	727,099	734,530	736,549	742,284	742,688	3,683,150	61.9%
供給単価	円/㎡	130.5	130.5	130.5	130.5	130.5		
R4年度供給単価	円/㎡	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0		
改定率	%	14.5%	14.5%	14.5%	14.5%	14.5%		

【改定案CASE2】

■新料金での給水収益

単位：千円

項目	単位	2024	2025	2026	2027	2028	計	収益割合
		R6	R7	R8	R9	R10		
給水収益	円	1,173,926	1,185,918	1,189,161	1,198,437	1,199,083	5,946,525	100.0%
基本料金計	円	446,827	451,389	452,611	456,153	456,395	2,263,375	38.1%
従量料金計	円	727,099	734,530	736,549	742,284	742,688	3,683,150	61.9%
供給単価	円/㎡	130.4	130.4	130.4	130.4	130.4		
R4年度供給単価	円/㎡	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0		
改定率	%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%		

7 県内及び全国平均との比較

本市では、20mm 使用者が全体の約 60%を占めるため、20mm、20m³/月使用時の料金比較を図 2-6 示します。比較する水道料金は 1 ヶ月の税込料金とします。これは全国平均等と比較するにあたり、データ根拠を令和 3（2021）年度の決算統計値としており、把握できるデータが 1 ヶ月当たりの水道料金であり、税込額となっているためです。

なお、朝霞市は令和 4（2022）年度に料金改定を実施（10 月以降検針分より料金改定）しているため、比較する料金については、ホームページ掲載の料金を使用して算出した 20mm、20m³/月使用時の料金です。

本市の現行水道料金は比較事業体の中で一番安い料金設定です。また、改定案 CASE1 及び CASE2 を比較した場合、CASE1 の方が高い料金設定となります。結果として、本料金改定を実施する場合においても、比較事業体において本市は一番安い料金設定となります。

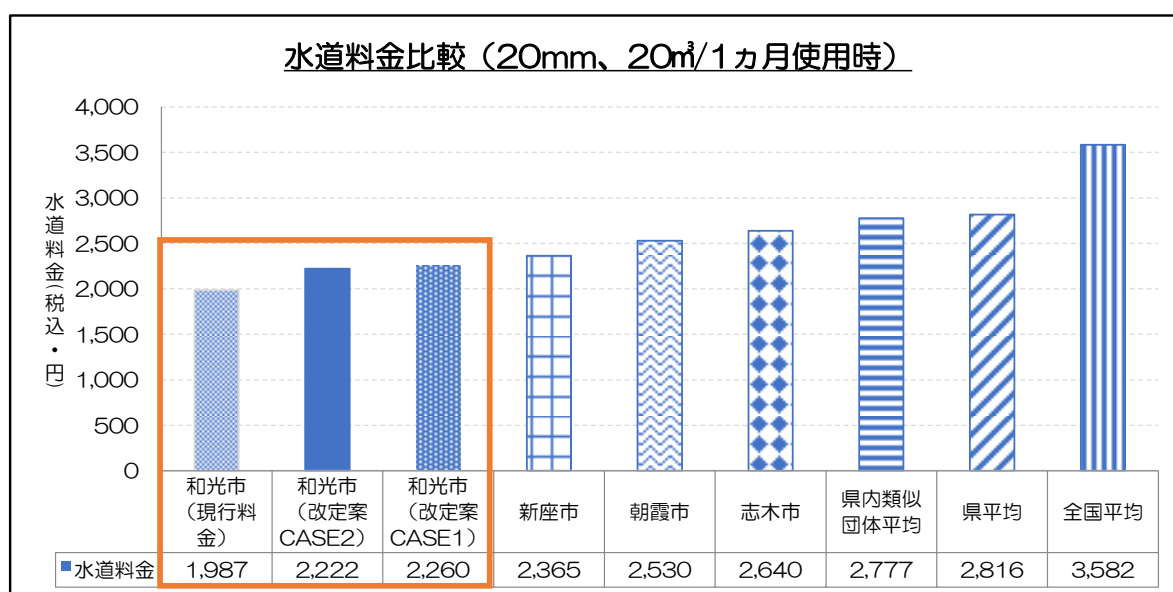


図 2-6 水道料金比較（1 ヶ月、税込額）